職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成３０年６月２９日

墨田区長　　山　　本　　亨

墨田区条例第２６号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和３３年墨田区条例第１９号）の一部を次のように改正する。

別表第８備考２中「第２条」を「第２条第２項」に、「ホテル営業又は旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。